

穴吹国際みらい専門学校 日本語学科 学科則

本学科則は、学校法人穴吹学園が設置する穴吹国際みらい専門学校(以下「本校」という。)の日本語学科における教育課程、学籍、成績評価、修了等、修学に必要な一切の事項を定めることを目的とする。

第1章 総 則

(学科の基本理念)

第1条 本校は、日本語教育を通じて、日本社会へ適応できる日本語能力および豊かな人間性を育成することを基本理念とする。多様な文化的背景を持つ学習者一人ひとりの個性を尊重し、質の高い教育を提供することで、地域社会に信頼され、貢献できる人材を育成する。

(教育の目的)

第2条 本校は、専門学校への進学を目的とし、進学先における講義の理解や学校生活を円滑に送るために必要な日本語能力(B2レベル)および実践的なコミュニケーション能力の習得を教育目標とする。
さらに、進路選択や将来のキャリア形成に必要な思考力・表現力・主体性を養い、学習者が日本社会の中で自立し、社会に貢献できる人材へと成長することを目指す。

(位置)

第3条 本学科の校舎は、広島県福山市入船町2丁目2番地3号に置く。

第2章 教職員体制

(教職員)

第4条 本学科の教育課程の編成並びに学習者の生活及び学習支援を行うため、次の役割を担う教職員を置くものとする。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 主任教員
- (4) 本務等教員 4名以上
- (5) 日本語教員(非常勤講師) 7名以上
- (6) 生活指導担当者 5名以上
- (7) 事務統括責任者
- (8) 事務職員 2名以上

2 前項の他、必要な教職員を置くことができる。

(校長)

第5条 校長は、本学科の校務を統括し、所属教職員を監督し、本学科の運営に関する最終的な責任を負う。

2 校長は学校の円滑な運営と教育内容の充実向上を図るために、必要に応じて各種会議及び委員会を設置し、主宰するものとする。

(副校長)

第6条 副校長は校長を補佐し、学校の管理・運営の適正化を図り、校長に事故があった場合は職務を代理する。

2 副校長は前条2項で設置した各種会議、委員会の運営を適正に行わなければならない。

(主任教員)

第7条 主任教員は、日本語教員の中から選任され、教育課程の編成・実施、学習者の成績管理及び学習指導全般を統括する者とし、日本語教育に関する必要な資格を有し、かつ原則として3年以上の指導歴を有するものとする。

(日本語教員の要件)

第8条 日本語教員は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学で日本語教育を主専攻または副専攻として卒業した者
- (2) 日本語教育能力検定試験に合格した者
- (3) 学士の学位を有し、かつ420時間以上の日本語教師養成講座を修了した者
- (4) 文化庁所管・文部科学大臣登録の「登録日本語教員」である者

2 前項(1)～(3)に該当する者を教員として配置できるのは、移行措置期間(2029年3月31日まで)に限る。
以降は、原則として(4)に該当する登録日本語教員でなければならない。

- 3 教員は、原則として「留学」在留資格の指導経験または日本語教育機関での教育経験を有する者とする。ただし、本校の教育方針と研修体制のもと、意欲と資質が認められる者はこの限りでない。

(事務統括責任者)

第9条 本学科の運営に関する事務を統括し、関係部署の連携及び事務処理の適正を管理するため、事務統括責任者を置く。

(留学生支援体制)

第10条 本学科の留学生に対する生活支援は、「留学生サポートセンター」及び「生活指導兼務教員」が連携して行う。

- 2 留学生サポートセンターには、生活支援を専任として担う生活指導担当者を置き、支援業務の中心として、学籍及び在留資格に関する事務手続きの補助、健康診断及び保険関係手続、学生寮の管理指導、資格外活動許可及びアルバイト指導など、留学生の生活支援全般を行う。
- 3 生活指導兼務教員は、学生指導経験が豊富な教員のうちから校長の命により委嘱する。
- 4 生活指導兼務教員は、留学生サポートセンターと連携し、学習者の日常的な生活指導及び進学指導の一部を分担する。
- 5 留学生サポートセンターは、入学前における海外代理店との連絡調整、入学関係書類の確認及び管理、並びに学習開始までの募集・受け入れ支援業務を、募集担当部署と連携して行う。

第3章 教育課程及び授業

(課程、修業年限、定員等)

第11条 本学科に設置する課程、修業年限、定員、目標日本語能力及び総授業時間数は、次のとおりとする。

課程名	修業年限	入学定員	収容定員	目標日本語能力	授業時数(単位時間)	備考
進学2年コース	2年	60名	120名	B2	1,600時間	2部制 第1部60名、第2部60名
進学1年6か月コース	1年6か月	40名	80名	B2	1,200時間	2部制 第1部40名、第2部40名

※授業の1単位時間は45分とする。

※目標日本語能力は「日本語教育の参照枠」(2021年10月12日文化審議会国語分科会)で示された尺度に基づく。

(日本語教育課程)

第12条 各課程の日本語到達目標、授業科目、授業単位時間は次のとおりとする。

日本語教育課程	日本語到達目標	授業科目	授業単位時間
進学2年コース	B2	総合	900時間
		漢字語彙	260時間
		文章表現	160時間
		読解	160時間
		聴解	120時間
進学1年6か月コース	B2	総合	680時間
		漢字語彙	200時間
		文章表現	120時間
		読解	120時間
		聴解	80時間

※日本語到達目標は、「日本語教育の参照枠」(2021年10月12日文化審議会国語分科会)の尺度で示された日本語能力を示す。

(教育課程の選択)

第13条 本学科への入学を希望する者は、第11条に定めるいずれかの課程を出願時に選択し、当該課程に基づく日本語教育を受けるものとする。課程の複数選択及び入学後の変更は認めない。

(授業実施期間)

第14条 本学科における始期および終期は、進学2年コースは4月1日から翌々年3月31日まで、進学1年6か月コースは10月1日から翌々年3月31日までとする。

- 2 学期は2学期制とする。
 - ・前期 4月～9月
 - ・後期 10月～3月

(休業日)

第15条 本学科における休業日は次のとおりとし、第4号から第7号の休業期間を「長期休業」と称する。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 開校記念日 4月1日
- (4) 夏季休業 7月から9月の間で校長が定めた日
- (5) 秋季休業 9月から10月の間で校長が定めた日
- (6) 冬季休業 12月から1月の間で校長が定めた日
- (7) 春季休業 2月から4月の間で校長が定めた日
- (8) その他、校長が特に必要と認めた日

2 校長は、必要により前項の休業日を変更することができる。

3 長期休業の具体的な期間については、年度ごとの年間計画において別に定める。

(始業、終業時刻)

第16条 本学科の始業、終業時間は次のとおり定める。

- (1) 第1部(午前) : 9時15分～12時30分
- (2) 第2部(午後) : 13時30分～16時45分

(クラス編成)

第17条 クラスは、同時期に同一の課程を受講する学習者を20名以下の人数に分けて編成する。

2 学習者のクラス編成及び所属時間帯は、入学時のプレイスメントテストの結果等を考慮し、学校が決定する。

第4章 成績評価及び課程修了の認定

(成績評価)

第18条 成績評価は、試験評価、パフォーマンス評価及びポートフォリオ評価を用い、各科目ごとに学期単位で行うものとする。

2 各科目の具体的な評価の基準は、入学時オリエンテーション及び各レベル開始時の授業内オリエンテーションにおいて学習者に説明するものとする。

3 各科目の成績評価は100点満点をもって評価し、次のAからDの4段階評価で表す。

- (1) A (80～100点)
- (2) B (70～79点)
- (3) C (60～69点)
- (4) D (0～59点)

4 評価におけるA、B、Cは合格とし、Dは不合格とする。不合格(D評価)となった者は、指定の補講を受講することを条件に、1回に限り再試験を受けることができる。

5 前項の再試験に合格した場合、当該科目の成績はC評価とする。再試験で不合格となった場合、または正当な理由なく再試験を受けなかった場合は、当該科目の成績はD評価として確定する。

(修了判定会議)

第19条 第20条に定める修了要件を満たしていることを修了判定会議において確認し、校長が最終的に承認するものとする。

2 修了判定会議は、校長、副校長、主任教員、担当教員及び必要に応じて事務局職員等で構成し、主任教員がこれを招集する。

(修了の認定)

第20条 課程修了の認定は、次の各号の要件をすべて満たした学習者に対して行う。

- (1) 課程の修業期間を満了していること
- (2) 履修した全科目の成績がC以上であること
- (3) 在学期間中の出席率が、90%以上であること
- (4) 学費その他、本校への納付金を完納していること

2 前項の要件を満たした者には、修了を認定し、修了証書を授与する。

(学習証明書の授与)

第21条 課程の修業期間を満了したが修了条件を満たさなかった者や、課程の途中で学習を終えた者に対して、校長はそれに応じた学習証明書を授与することができる。

(出席の取扱い)

第22条 学習者は、本学科が定めるすべての授業に出席しなければならない。

- 2 本学科が定めるすべての授業について、毎時間出席を確認する。
- 3 授業開始後10分以内の入室は「遅刻」とし、終了前10分を過ぎて退出する場合は「早退」とする。それ以外の時間帯での退出は「欠席」として扱う。
- 4 遅刻または早退の理由について担任および主任教員が正当と認めるときは、第3項および第5項の定めにかかわらず、出席として扱う。
- 5 遅刻および早退の累積が3回に達したときは、欠席1回として扱う。

第5章 入学

(入学資格)

第23条 本学科の入学資格は次のとおりとする。

- (1) 正規の学校教育において12年以上の課程を修了した者
(卒業見込みの者を含む。なお、卒業見込みとは本校入学までに卒業できるものに限る)。
- (2) 日本留学に必要な学費および生活費を確実に支弁できる資金提供者があり、その資金の出所および形成過程を示す資料を提出できる者。
- (3) 日本の専門学校への進学を目指す者
- (4) 日本語教育の参照枠におけるA1レベル相当の日本語能力を有し、本校が認める者で、かつ当該能力を証明する資料を提出できる者(例: 日本語能力試験N5レベルの合格証明、150時間以上の日本語学習証明書など)
- (5) 心身ともに健康で、日本国の法令を遵守する者

(入学手続及び選考方法)

第24条 入学手続及び選考方法を次のとおり定める。

- 2 本学科への入学を志願する者は、所定の出願書類に第33条に定める入学選考料を添えて、指定された期間内に提出しなければならない。
- 3 選考は、書類審査、学力試験(日本語試験)及び面接試験により総合的に判定する。
- 4 前項の選考に合格した者には、合格通知を送付する。合格者は、指定された期日までに、第33条で示す納付金を納め、入学手続きを完了させなければならない。
- 5 校長は入学手続きを完了した者に対して、入学を許可する。

第6章 在籍(休学、退学及び除籍等)

(休学・復学)

第25条 本学科の休学及び復学の取扱いは次のとおりとする。

- 2 「留学」の在留資格で在籍する者の休学は、原則として認めない。ただし、病気や災害等により校長が特別に認めた場合はこの限りでない。その際は、出入国在留管理庁への報告や在留資格の変更・再申請が必要となる場合がある。
- 3 休学した者が、その事由が消滅したことにより復学を希望する場合は、所定の手続きを経て、校長の許可を得なければならない。

(退学)

第26条 本学科の退学の取扱いは、次のとおりとする。

- 2 課程の修業期間を満了せず途中退学をしようとする者は、その理由を記し、届け出なければならない。在留資格が「留学」である者については、在留管理の都合上、以下のいずれかに該当する必要がある、校長の許可を要する。
 - (1) 退学日から1か月以内に帰国する準備ができていると校長が認める場合
 - (2) 日本国内の高等教育機関等に進学する場合
 - (3) 「留学」以外の在留資格に切り替わった場合

- 3 前項(2)については、どの教育機関にも在籍していない時期があることを原則認めない。
- 4 前項(3)については、在留資格変更手続き中の退学は認めない。

(公欠)

- 第27条 学習者が高等教育機関の入学試験やこれに準ずる学業活動のためやむを得ず授業を欠席する場合は、公欠を申請できる。申請にあたっては、事前に届出を行い、校長の許可を受けなければならない。
- 2 公欠は日単位または時間単位で適用する。届出理由が授業時間以外に振り替えられるものは認めない。

(転学・転籍・転入・編入)

- 第28条 他の教育機関へ転学または転籍を希望する場合、または他の教育機関で日本語教育を受けた者が本校への転入または編入を希望する場合は、所定の手続きを経て、校長の承認を得なければならない。
- 2 転学、転籍、転入又は編入にあたっては、出身校又は本校における成績、出席状況、在留資格の状況等を審査のうえ、校長が適当と認めるときに限り、これを許可することができる。
 - 3 転学、転籍、転入又は編入に必要な証明書類は、原則として学費等の未納がないことを条件とする。ただし、法令上の要請がある場合はこの限りではない。
 - 4 転学、転籍、転入又は編入に伴い、在留資格の変更・更新が必要となる場合は、当該学習者が所定の手続きを行うものとし、本校は必要な協力を行う。
 - 5 災害等により本校での日本語教育の継続が困難となった場合は、協定校の協力を得て、当該校への転籍等を支援するものとする。

(除籍)

- 第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、教員会議の議を経て、校長がこれを除籍する。
- (1) 死亡の届出のあった者
 - (2) 行方不明の届出のあった者
 - (3) 第33条に定める授業料等の納付金を、督促後も正当な理由なく納付しない者
 - (4) 学業成績が著しく不良で、修了の見込みがないと認められる者
 - (5) 正当な理由なく出席が常でなく、学期の平均出席率が80%を下回り、指導によっても改善の見込みがないと認められる者

(在籍期間)

- 第30条 本学科における在籍期間は、次のとおりとする。
- (1) 進学2年コース:入学月から起算して原則として2年間(24か月)とする。
 - (2) 進学1年6か月コース:入学月から起算して原則として1年6か月(18か月)とする。
- 2 原則として、課程の在籍期間を超えて在学すること(原級留置等)は行わないものとする。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、校長の承認のもと、特例的措置を認めることがある。

(在留資格の取扱い)

- 第31条 学習者は、在学中、出入国管理及び難民認定法に定める「留学」の在留資格を維持しなければならない。
- 2 在留資格に関する手続きは、原則として学習者本人が責任をもって行うものとするが、本校は必要な支援を行う。

(証明書の発行)

- 第32条 在学証明書、成績証明書、修了見込証明書等の発行を希望する者は、所定の手数料を添えて、本校事務室に申し込むものとする。

第7章 入学金、授業料、その他

(納付金)

第33条 本学科の納付金は次のとおりとする。

■進学2年コース

納入時期	入学前	2年次
入学選考料	20,000円	-
入学金	70,000円	-
授業料	690,000円	690,000円
教材費	34,000円	34,000円
課外活動費	27,200円	27,200円
保険料	5,000円	5,000円
健康管理費	3,800円	3,800円
計	850,000円	760,000円
合計	1,610,000円	

(税込)

■進学1年6か月コース

納入時期	入学前	2年次
入学選考料	20,000円	-
入学金	70,000円	-
授業料	690,000円	345,000円
教材費	34,000円	17,000円
課外活動費	27,200円	11,700円
保険料	5,000円	2,500円
健康管理費	3,800円	3,800円
計	850,000円	380,000円
合計	1,230,000円	

(税込)

- 2 納付金は所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 やむを得ない事情により納付が困難であると認められた場合は、所定の手続きを経て、校長の承認を得ることで分割納入または延納を認めることがある。

(納付金の返還)

第34条 本学科の納付金の返還については、次のとおりとする。

- 2 既に納付された納付金は、原則として返還しない。ただし、次の場合は入学選考料を除き、入学金・授業料・諸費用(教材費・課外活動費・保険料・健康管理費)を返還する。
 - (1) 在留資格認定証明書が取得できなかった場合
 - (2) 取得後、ビザの発給が拒否された場合
 - (3) 自然災害や紛争、感染症等によりビザが発給されない場合
- 3 在留資格認定証明書発給後、出願者の都合で入学を辞退する場合は、次の条件をすべて満たす場合に限り、入学金・入学選考料を除き、納入済みの授業料・諸費用を返還する。
 - (1) 「在留資格認定証明書」と「入学許可証」の原本を返却すること
 - (2) 進学2年コースは3月31日まで、進学1年6か月コースは9月30日までに辞退を申し出ること
- 4 前項の場合における返還額は、申請時点で既に発生している諸費用を差し引いた金額とする。
- 5 入学後に退学または除籍となった場合、原則として納付金は返還しない。ただし、1年分の学費を納付済みで次の期間中に退学または除籍となった場合は、次学期以降の授業料を返還するものとする。
 - (1) 進学2年コース：前期(4月～9月)期間中
 - (2) 進学1年6か月コース：後期(10月～3月)期間中
- 6 寮費については、寮規定に基づく算出方法により、未使用分のみ返還する。

(滞納への対応)

第35条 正当な理由なく学費(授業料、諸費用)を納付しない場合は、次の措置を段階的に行うことがある。

- (1) 納付督促および指導
- (2) 出席停止(授業や成績に影響する場合がある)
- (3) 第29条に定める除籍

2 正当な理由なく寮費を納付しない場合は、次の措置を段階的に行うことがある。

- (1) 納付督促および指導
- (2) 必要に応じて、生活指導および学校としての支援を行う
- (3) 寮の利用停止または契約解除
- (4) 寮費滞納が継続し、学業への支障や学校秩序の乱れが認められる場合には、出席停止などの教育上の措置を講じることがある
- (5) 前号の措置を講じても改善が見られず、かつ学校の秩序維持に重大な影響があると認められる場合には、第29条の除籍の対象となる

3 前各項の措置を講ずるにあたっては、本人への通知および必要に応じて面談・説明の機会を設けるものとする。

(健康診断)

第36条 本学科の学習者に対し、年1回健康診断を実施する。日程、実施方法の詳細については、実施毎において別途通知する。

(健康保険)

第37条 学習者は在籍期間中、国民健康保険に加入しなければならない。

第8章 賞 罰

(褒賞)

第38条 学習者として他の模範となると認められる者、又は学業において特に優秀な成績を収めた者に対しては、これを褒賞することができる。

2 表彰は、原則として修了時に行う。

(懲戒)

第39条 本校の秩序を乱し、その他学習者としての本分に反する行為があった者に対しては、懲戒処分を行う。懲戒は、次の区分により行う。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 懲戒退学

2 訓告は、口頭と書面をもって学習者の将来を戒めるものであり、訓告の累積をもって停学とすることがある。

3 停学は、以下の場合に科す。累積により懲戒退学とすることがある。なお、期間中は出席・成績評価の対象外とする。

- (1) 訓告の累積により、改善が認められない場合
- (2) 本学科則に著しく違反した場合

4 懲戒退学は、学生が次の各号のいずれかに該当するとき、教員会議の議を経て、校長がこれを命じる。これは懲戒処分による退学であり、学籍を失うものとする。

- (1) 本校の秩序を著しく乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- (2) 出入国管理及び難民認定法その他の法令に違反する行為を行った者
- (3) 授業妨害、暴力、破壊行為、その他本校の教育活動を著しく妨げる行為を行った者
- (4) 殺人、放火、強盗等の重大な犯罪行為を行い、本校の体面を著しく傷つけた者

5 前各項の処分を行う際には、処分理由の通知、弁明の機会の付与など、学習者の権利を保障する手続きを遵守する。

第9章 学生寮

(学生寮)

第40条 学生寮の設置および運用に関する事項は、別に定める。

第10章 雑則

(その他の規則)

第41条 本則に定めのない事項については、関係法令、「認定日本語教育機関認定基準」およびこれに基づく諸規定、並びに出入国在留管理庁の通達・通知に従って、学校運営を行うものとする。

(改定)

第42条 本則の改廃は、日本語学科会議において協議の上、校長の承認を得て行う。

付 則

この学科則は、令和8年10月1日より施行する。

健康診断実施要綱

穴吹国際みらい専門学校

(目的)

第1条 この要綱は、本校に在籍する学生の健康保持と疾病の早期発見を目的として実施する健康診断について、その実施方法等を定めるものである。

(実施対象)

第2条 健康診断は、原則として本校に在籍するすべての学生を対象とする。ただし、必要に応じて対象者を限定することがある。

(実施時期)

第3条 健康診断は、毎年度1回、4月または5月に実施するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は別の時期に実施することができる。なお、日本語学科「進学1年6か月コース」の新入生については、10月または11月に実施する。

(実施内容)

第4条 健康診断の主な検査項目は、以下のとおりとする。

- (1) 身長・体重測定
- (2) 視力検査
- (3) 聴力検査
- (4) 胸部X線検査
- (5) 問診(既往症・自覚症状の確認)
- (6) 血圧測定
- (7) 尿検査
- (8) その他、必要に応じて実施する健康診断項目

(実施機関)

第5条 健康診断は、本校が委託する医療機関等により実施するものとする。

(結果の通知および対応)

第6条 健康診断の結果は、当該学生に通知する。

- 2 結果に応じて、必要な保健指導や医療機関の受診を勧める場合がある。
- 3 健康診断結果は適切に保管し、個人情報保護に十分留意する。

(欠席者への対応)

第7条 やむを得ない事情で受診できなかった学生には、再受診の機会を設けるものとする。ただし、実施時期や方法については別途定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、校長が別に定める。

穴吹学園（福山校）留学生寮規定

1. 基本事項

第1条（目的）

本寮は、穴吹学園（福山校）に在籍する留学生に対し、安全で快適な居住環境を提供し、安定した学生生活を支援するとともに、地域社会に適応できる生活態度を養うことを目的とする。

第2条（寮の種類）

本学園が提供する寮には、以下の2種類がある。

- (1) 学園所有寮：本学園が所有・管理する寮で、日本語学科在籍の留学生専用とする。
- (2) 借上げ寮：本学園が借上げて提供する寮で、日本語学科およびその他課程に在籍する留学生を対象とする。

第3条（管理運営）

1. 本寮の設置主体は学校法人穴吹学園とする
2. 本寮の管理運営は、本校留学生サポートセンターが行う
3. 寮生は管理者の指示に従い、規律ある共同生活を送らなければならない

2. 入居関係

第4条（入居対象者）

1. 学園所有寮は日本語学科に在籍する留学生を対象とする
2. 借上げ寮は本学園に在籍するすべての留学生を対象とする
3. 部屋数に限りがあるため、新入生や遠隔地からの入学者を優先することがある

第5条（入居期間）

1. 入居期間は原則として在学期間とし、卒業まで継続可能とする
2. 入居更新を希望する場合は、指定された期間内に手続きを行うこと

第6条（入居手続き）

入寮希望者は所定の申込書を提出し、許可を得なければならない。許可された者は指定期日までに誓約書等を提出し、必要費用を納入することで手続きが完了する。

3. 費用に関する事項

第7条（費用）

寮生は以下の費用を納入しなければならない。金額は別途定める。

- (1) 寮費（部屋使用料）※共益費含
- (2) 光熱費（電気・ガス・水道代、実費精算）
- (3) その他（入寮時の退去美装費、保険料、寝具費等）

第8条（納付）

1. 入寮時には、6 か月分の寮費を一括で納入しなければならない。なお、退去美装費、保険料、寝具費等についても、別途定める額を期日までに納入する。
2. 2 回目以降の納付は、毎月 15 日までに翌月分を納入する。
3. 納付が困難な場合は、事前に留学生サポートセンターへ相談し、延納願を提出することができる。
4. 正当な理由なく 2 か月以上滞納、または延納期限を守らなかった場合は、督促を行う。度重なる督促にも応じない場合は、第 20 条に基づく退去命令（寮利用契約の解除）の対象となる。また、滞納が継続し、指導に従わない場合は、所属学科の規定に基づき、学籍に関する措置（除籍等）の対象となることがある。

第9条（退去時の精算）

1. 自己都合による退寮の場合、既納の寮費等は返還しない
2. 退去美装費は原状回復費用・未納光熱費を差し引き精算する。不足がある場合は実費を請求する

4. 生活ルール

第10条（門限・外泊・来客）

1. 門限は特に定めないが、深夜の出入りは他の寮生の迷惑にならないよう静かに行動すること
2. 3 日以上寮を不在にする場合は、必ず事前に学校に届け出ること
3. 本人以外の宿泊は、親族であっても一切禁止する
4. 寮への訪問者は、事前に学校に届け出ること。穴吹学園の同性の友人、親族の訪問は可能だが、親族以外の異性や学園外の友人の訪問は禁止。訪問時間は 21 時までとする

第 11 条 (禁止事項)

寮内および敷地内では、以下の行為を禁止する。

- (1) 喫煙、飲酒
- (2) 22 時から翌朝 6 時までの時間帯に、大声や大きな音を出すこと
- (3) 武器、爆発物、その他危険物の持ち込み
- (4) ペットの飼育
- (5) その他、寮則に記載された禁止事項

第 12 条 (衛生管理)

1. 居室および共用部分は常に清掃し、清潔を保つこと
2. ゴミ出しは、福山市のルールを厳守し、分別を徹底し、指定された場所・日時を守ること

5. 安全・防災

第 13 条 (火気の使用)

お香、ロウソク、カセットコンロなど、火を使う物の持ち込みや使用は厳禁。調理は指定のキッチンでのみ行うこと。

第 14 条 (防犯)

1. 寮の玄関および自室のドアは、出入りの際に必ず施錠すること
2. 寮の防犯のため、共用部分に防犯カメラを設置する
3. 貴重品は各自の責任で厳重に管理すること。盗難や紛失について、学校は責任を負いません

第 15 条 (防災)

1. 火災や地震などの災害に備え、避難経路を常に確認しておくこと
2. 定期的実施される防火・避難訓練には必ず参加すること

6. サポート体制

第 16 条 (緊急時連絡先)

火災・救急・事件の場合は、直ちに 119 番または 110 番に通報するとともに、速やかに学校の留学生サポートセンター（または担当部署・緊急連絡先電話番号）に連絡すること。

第 17 条 (病気・事故等への対応)

1. 急な病気やケガをした場合は、速やかに学校に報告すること。必要に応じて、病院の紹介や付き添い等のサポートを行う。
2. 災害発生時は、職員の指示に従い、落ち着いて行動すること。安否確認に協力すること。

7. 退去関係

第 18 条 (退去手続き)

1. 自己都合により退去する場合は、退去希望日の 1 か月前までに所定の退去届を提出しなければならない。
2. 退去時には部屋を清掃し、私物はすべて処分しなければならない。指定日に職員の立ち会いのもとで部屋の状況を確認する。
3. 中途退寮の場合には、既に納入済みの寮費については残余期間の寮費を返還する。ただし、違約金として 2 か月分の寮費を納入しなければならない。
4. 入居から 6 か月以内に退寮する場合は、第 3 項の違約金を納入済み寮費から差し引いて返還する。入居から 6 か月を超えて退寮する場合は、第 3 項の違約金を追加で納入しなければならない。

第 19 条 (契約解除)

卒業、退学、除籍などにより学籍を失った場合、入寮資格を喪失し、速やかに退去しなければならない。退去期限は学籍異動が確定次第、別途指示する。

第 20 条 (強制退去)

寮生が以下のいずれかに該当する場合、寮の利用契約を解除し、退去を命じることがある。なお、当該行為が所属学科の学則または学科則に定める懲戒（訓告・停学・退学等）の対象となる場合は、別途所属学科より処分が行われることがある。

- (1) 本規則に著しく違反したとき
- (2) 寮費等の支払いを正当な理由なく 2 ヶ月以上滞納したとき
- (3) 他の寮生への迷惑行為など、寮の秩序を著しく乱したとき

付則

- 1 本規定は、2026 年 10 月 1 日より施行する。
- 2 本規定の改正は、施行日を付して付則に記録する。

年 月 日

学校法人穴吹学園
穴吹国際みらい専門学校
校長 福田 稔様

入寮申請書

私は、貴校の学生寮に入寮を希望しますので、穴吹学園（福山校）留学生寮規定により、下記のとおり申請いたします。

1. 申請者

氏 名

国 籍

生 年 月 日

学 生 寮 名

部 屋 番 号

号室

2. 入寮希望年月日

年 月 日

年 月 日

学校法人穴吹学園
穴吹国際みらい専門学校
校長 福田 稔様

入寮誓約書

私は、入寮するにあたり、穴吹学園（福山校）留学生寮規定を尊重し、寮生活において規定を守り、安全かつ円滑に生活することを誓約します。規定に違反した場合には、本校の定める措置に従います。

3. 申請者

氏 名

国 籍

生 年 月 日

学 生 寮 名

部 屋 番 号

号 室

4. 入寮日

年 月 日

年 月 日

学校法人穴吹学園
穴吹国際みらい専門学校
校長 福田 稔様

退 寮 願

氏 名

学籍番号

私は、下記理由により、 年 月 日をもって退寮いたしたく、許可
をお願いします。

1. 退寮の詳細

学 生 寮 名

退 寮 理 由

2. 退寮後の住所（郵便物の転送先・連絡先）

住 所

電 話 番 号

学校使用欄